

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年 沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

- 1 議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」については、異議ありません。

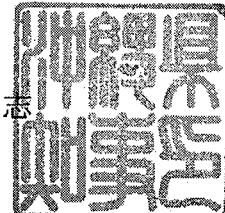
- 2 議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、異議ありません。

総人第1013-2号  
平成26年12月10日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 翁 長 雄 志



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



様式 4

## 提出議案の概要

### 【議案名】

乙第 号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等、教育長及び特別職の秘書について期末手当の支給割合を引き上げるため、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例並びに沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

### 【議案の概要】

1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定

知事等、教育長及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。【平成26年12月支給分から実施】

(1) 知事等の常勤の特別職 年間 2.95月分→3.10月分 (0.15月分)

( 知事  
副知事  
公営企業の管理者  
病院事業の管理者  
常勤の監査委員 等 )

(2) 教育長 同上

(3) 特別職の秘書 同上

2 施行期日

公布の日（一部の規定は平成27年4月1日）

## 提出議案の概要

### 【議案名】

乙第 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

平成26年10月に行われた人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改めるため、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 公民較差に基づく平成26年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】
  - (1) 月例給：給料表を平均0.3%引き上げる。(初任層・若年層に重点)
  - (2) 特別給(ボーナス) 3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月期支給分から実施】
    - ・勤勉手当に配分し、勤務実績をより処遇に反映
  - (3) その他手当
    - ・医師・歯科医師に対する初任給調整手当の支給限度額の引上げ
- 2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】
  - (1) 国家公務員の給与における地域間・世代間配分の見直しを踏まえた給料表
    - ・地域手当の改定
      - ア 給料表(医療職給料表(1)を除く)の水準を平均2%引き下げる。
        - ・初任給等は引下げなし。50歳代後半層が多い号給は最大4%程度引下げ
        - ・新給料表への円滑な移行のための経過措置(3年間保障)
      - イ アの給料表の引下げに併せ、地域手当の支給割合を引き上げる。
        - ・現行6区分(18%~3%)→改正後7区分(20%~3%)
    - (2) 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
      - ア 単身赴任手当の引上げ
      - イ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給
- 3 その他【平成27年4月施行】
  - ・再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- 4 施行期日
 

公布の日(一部の規定は平成27年4月1日)